

(受賞理由詳細)

「暴れ川常願寺。それはまさに川ではなく滝である。」と海外の技術者から評された世界でも類を見ない急流河川常願寺川は、その上流部に位置する立山カルデラ（火山の活動・その後の浸食によってできた東西6.5km、南北4.5kmの窪地）に1858年（安政5年）の飛越大地震による大鳶山・小鳶山の崩壊により堆積した4.1億 m^3 と言われる不安定土砂を、大雨のたびに下流域に大量に押し流し、富山平野に幾度にもわたる甚大な土砂災害をもたらしてきた。このため、立山カルデラにおける砂防事業は、明治39年に富山県によって着手され、大正15年に国の直轄事業として移管された。日本の屋根である北アルプスを有する中部山岳国立公園内に位置する立山砂防事務所水谷出張所は、これを引き継ぎ、立山カルデラからの土砂の出口に当たる水谷平において、砂防事業を実施している。この砂防事業は、平成18年に事業着手から100周年、国直轄となってから80周年を迎えた。

立山カルデラは、積雪量10mを超える豪雪地帯にあり、冬期間は積雪で工事が施工できないことから、職員は、毎年6月から11月までの間、水谷出張所に上山して事業を実施している。標高1,120mに位置する出張所は、周辺の地域に熊も生息する極めて人里離れた不便な地に所在し、交通手段は、砂防工事専用軌道又は富山県管理の林道のみ。いずれも、最寄りの鉄道駅から出張所までの所要時間は約2時間と日々の通勤は不可能なことから、職員は出張所に併設された合宿所で生活しながらの勤務を余儀なくされている。一般社会から隔絶された合宿所での生活は、急病の際には対応する医師がいないなどの生活上の不安はもとより、单身生活を余儀なくされるうえに、娯楽がないこと、生活物資や食料が自由に調達できないことなど非常な精神的労苦を伴うものとなっている。更に、豪雨の際には、崖崩れ、路肩の崩落、落石などにより交通手段が寸断され、職員は、本来であれば毎週休日には帰宅できるところ長期間の滞在を強いられる場合も多く、また、出張所及び合宿所は、崖にできたわずかな平地に立地しているが、この崖は地盤が脆弱なことから、たびたび崩壊を繰り返すなどの危険があり、出張所での勤務及び生活に関する職員の精神的苦痛は極めて大きい。昭和44年の豪雨に際しては、出張所が孤立し、連絡手段も途絶えて職員の安否が気遣われたため、ヘリコプターや捜索隊による捜索が行われた結果、全員の無事が確認されるという事態もあった。

また、砂防工事は、高さ10m以上の堰堤の天端や高さ100mの急斜面でも行われることから、職員は命綱をつけて高所での監督を行うなど、滑落の危険の中での業務を伴う。更に、工事現場は、少量の雨でも落石、崩落が起こる荒廃地であり、一度大雨が降ると土石流が発生する危険が高いことから、職員は、自らの身の安全もさることながら、常に気象状況に留意し、工事中止の判断を的確に行うなど、当地に勤務する約200名の作業員の安全管理にも常に気を配って事業を進めなければならない。

こうした代々の職員の苦労と危険の中で、砂防事業は、明治39年から現在まで一世紀を超えて営々と行われてきた。特に、大正15年に国直轄となってからは、水系一貫の砂防施設計画が策定され、昭和12年には、日本一の貯砂量を誇る本宮砂防堰堤が、同14年には高さ63mと日本一の高さを誇る白岩砂防堰堤（本堰堤）が、さらに、同26年から53年にかけては同堰堤の副堰堤が次々と完成（本堰堤とあわせた高さは108mと日本一）している。これらは、立山砂防事務所設置以来の大災害である昭和44年の集中豪雨災害をはじめ幾多の出水災害においても、その機能、効果を十分に発揮し、富山平野全体を平均約2mの厚さで覆うといわれる立山カルデラ内の約2億 m^3 の不安定土砂から現在も富山平野を守っており、長い年月をかけて計画的に行った困難かつ高度な砂防事業の歴史とその成功は、「我が国の砂防技術は立山で生まれた。」と讃えられている。

このように、水谷出張所職員は生活の著しく不便かつ危険な僻地において、事業開始から一世紀、設置以来56年にわたり立山の厳しい自然と闘いながら、数々の砂防施設を粛々と設置することで、富山市をはじめとする常願寺川流域に暮らす人々の生命と財産を土砂災害の危険から守ることによって、公務の信頼の確保と向上に大きく貢献している。